

一般競争入札の執行について（総合評価方式）

一般競争入札（総合評価方式）を執行するので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び小平市契約事務規則（昭和39年規則第15号。以下「契約事務規則」という。）第7条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年6月12日

小平市長 小林 洋子

1 対象工事

- (1) 工事件名 小川駅西口地下自転車駐車場整備工事
- (2) 工事場所 小平市小川西町4丁目3004番から小川東町1丁目2173番先
- (3) 工期 契約締結日翌日から令和11年6月29日まで
- (4) 工事概要
 - ① 用途：自走式地下自転車駐車場
 - ② 構造：地下1階、鉄筋コンクリート造
 - ③ 地下部面積：約2,114平方メートル
 - ④ 駐車台数：1,200台（平置き240台、垂直2段式ラック960台（上段377台、下段583台））
 - ⑤ 出入口：2箇所
ア 西側：サイクルコンベア付き階段、人荷共用エレベーター（29人乗り 自転車2台可）
イ 東側：出入り用階段、乗用エレベーター（11人乗り）
 - ⑥ 管理室：1箇所 ※管理人が常駐する予定
 - ⑦ 管理方式：非電力式回転ゲート（入口2基、出口2基）
 - ⑧ その他：換気機械室、消火ポンプ室、電気室、倉庫
- (5) 発注形態 単体又はJV
※JVにおける出資割合の最小出資比率は、2者で構成される場合は30%以上、3者以上で構成される場合は15%以上とする。（ただし、代表構成員は構成員中最大とすること）
※JVにおける構成員のうち、最低1者は小平市内に本社又は営業所を有する者とする。
- (6) 予定価格 2,953,936,700円（税込）

- (7) 支払条件 前金払 契約金額の10%を超えない額を支払う。(最高限度額無し)
 中間前金払 契約金額の5%を超えない額を支払う。(最高限度額無し)
 部分払(3回以内)、しゅん功払
- (8) その他 本工事は、週休2日制確保工事とする。

2 参加資格

本入札に参加できる者の資格(以下「参加資格」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 施行令第167条の4により入札への参加を制限されていないこと。
 (2) 小平市若しくは国又は他の地方公共団体において指名停止中でないこと。
 (3) 不渡り手形の発行等により金融機関からの取引を停止されていないこと。
 (4) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更生
 手続開始の申立てをしたとき、又は、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第
 1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき。)にないこと。ただし、小平市が経営不振
 の状態を脱したと認めた場合は除く。

なお、契約時に上記経営不振の状態にある者は契約できない。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及
 びそれらの利益となるような活動を行う団体でないこと。

また、小平市契約からの暴力団排除措置要綱第3条第1項各号に掲げる入札参加排除措
 置を受けていないこと。なお、契約締結までの間に入札参加事業者が入札参加排除措置を
 受けた場合は、入札参加資格を取消し、その者の入札を無効とする。

- (6) 次の要件をそれぞれ満たすこと。

共同企業体の場合	単体企業の場合
<p>(ア) 代表構成員の要件</p> <p>① 東京電子自治体共同運営電子調達サービス(以下「電子調達サービス」という。)において小平市に登録があり、申請業種が一般土木工事であること。</p> <p>② ①に該当する本社若しくは営業所等が東京都内にあること。</p> <p>③ ①に該当する本社で土木工事業について特定建設業若しくは一般建設業の許可を受けていること。ただし、構成員のうち1者は特定建設業の許可を受けていなければならない。</p> <p>④ 電子調達サービスにおいて、建設業法による経営事項審査の結果、土木工事業の総合評定値P点が900点以上であること。 ただし、小平市内に本社又は営業所等を有する者は、建設業法による経営事項審査の結果、総合評定値P点が750点以上であること。総合評定値P点については、最新のもの</p>	<p>① 東京電子自治体共同運営電子調達サービス(以下「電子調達サービス」という。)において小平市に登録があり、申請業種が一般土木工事であること。</p> <p>② ①に該当する本社若しくは営業所等が東京都内にあること。</p> <p>③ ①に該当する本社で土木工事業について特定建設業若しくは一般建設業の許可を受けていること。</p> <p>④ 電子調達サービスにおいて、建設業法による経営事項審査の結果、土木工事業の総合評定値P点が900点以上であること。 ただし、小平市内に本社又は営業所等を有する者は、建設業法による経営事項審査の結果、総合評定値P点が750点以上であること。</p> <p>⑤ 小平市若しくは国又は他の地方公共団体と元請として契約を締結し、平成28年6月1日以降に完成した一般土木工事で、予定価格</p>

に限る。

- ⑤ 小平市若しくは国又は他の地方公共団体と元請として契約を締結し、平成28年6月1日以降に完成した一般土木工事で、出資比率に応じた予定価格の2分の1以上の実績を有すること。

※ 出資比率が60%の、東京都内に本社を有する事業者の場合

$$2,953,936,700\text{円} \times 60\% = 1,772,362,020\text{円}$$

$$1,772,362,020\text{円} \div 2 = 886,181,010\text{円}$$

よって、886,181,010円以上の実績を有することが条件となる。

また、ここでいう実績は、①に該当する本社又は営業所等の実績であることとする。

※ ①に該当する事業者が本社である場合、営業所等の実績は認めない。同様に、①に該当する事業者が営業所である場合、本社の実績は認めない。

- ⑥ 建設業法で定める専任の監理技術者若しくは主任技術者を配置できること。

(イ) 代表構成員以外の構成員の要件

- ⑦ 東京電子自治体共同運営電子調達サービス(以下「電子調達サービス」という。)において小平市に登録があり、申請業種が一般土木工事であること。

- ⑧ ⑦に該当する本社若しくは営業所等が東京都内にあること。

- ⑨ ⑦に該当する本社で土木工事業について特定建設業若しくは一般建設業の許可を受けていること。

- ⑩ 電子調達サービスにおいて、建設業法による経営事項審査の結果、土木工事業の総合評定値P点が900点以上であること。

ただし、小平市内に本社又は営業所等を有する者は、建設業法による経営事項審査の結果、総合評定値P点が750点以上であること。総合評定値P点については、最新のものに限る。

- ⑪ 小平市若しくは国又は他の地方公共団体と元請として契約を締結し、平成28年6月1日以降に完成した一般土木工事で、出資比率に応じた予定価格の2分の1以上の実績を有すること。

ただし、小平市内に本社又は営業所等を有する者は、平成28年6月1日以降に完成した一般土木工事で、出資比率に応じた予定価格の10分の1以上の実績を有すること。

の2分の1以上の実績を有すること。

- ⑥ 建設業法で定める専任の監理技術者若しくは主任技術者を配置できること。

<p>出資比率に応じた予定価格とは、予定価格（円）に出資比率（％）を乗じた金額のことをいう。</p> <p>※ 出資比率が30％の、小平市に本社を有する事業者の場合</p> $2,953,936,700円 \times 30\%$ $= 886,181,010円$ $886,181,010円 \div 10$ $= 88,618,101円$ <p>よって、88,618,101円以上の実績を有することが条件となる。</p> <p>また、ここでいう実績は、⑦に該当する本社又は営業所等の実績であることとする。</p> <p>※ ⑦に該当する事業者が本社である場合、営業所等の実績は認めない。同様に、⑦に該当する事業者が営業所である場合、本社の実績は認めない。</p> <p>⑫ 建設業法で定める専任の監理技術者若しくは主任技術者を配置できること。</p>	
---	--

3 総合評価落札方式（特別簡易型）の適用

本工事は、企業の施工能力及び実績等関係資料の提出を受け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（特別簡易型）の適用工事である。

(1) 総合評価方式の仕組み

評価は、小平市総合評価方式ガイドラインで定める方法を基準とした、別に示す算定基準に基づき算定される価格点と技術点との合計点により行うものとする。

(2) 落札者の決定方法

落札者は次に掲げる要件のすべてに該当する入札者のうち、評価値の最も高い者とする。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

イ 入札価格が市長のあらかじめ定める失格基準価格以上であること。

(3) 前号において、落札者となるべき評価値の最も高い者が2人以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。

4 週休2日制確保工事の指定

(1) 本工事は、週休2日制確保工事とする。

(2) 本工事は、4週8休達成相当の経費を補正している。達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、減額変更を行うことを原則とする。

(3) 運用に係る詳細は、「小平市週休2日制確保工事実施要領」（小平市ホームページに掲載）を確認すること。

5 入札参加申込の方法等

(1) 設計図書等の配布

希望者に対し、次のとおり、設計図書等を貸し出す。なお、貸し出すものは、設計図書等をPDF形式に変換したファイルが保存されたCD-Rである。

① 貸出期間及び場所

令和8年6月12日(金)から令和8年7月1日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く)の、午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く)。

・小平市役所3階 総務部契約検査課窓口

なお、受取に際しては、別添の設計図書貸出受付票に記載の上、持参すること。

② 返却

・貸出を受けた者は、貸出日の7日後の午前9時から午後4時(正午から午後1時までを除く)までに契約検査課に直接持参または郵送にて返却しなければならない。ただし、土曜日及び日曜日は日数に含まない。

なお、郵送にて返却する場合は、「特定記録郵便」または「簡易書留郵便」で下記住所まで郵送すること。

・〒187-8701

東京都小平市小川町二丁目1,333番地

小平市役所 総務部契約検査課 契約担当宛

③ 設計図書等は、本入札以外の目的で使用しないこと。

④ 本入札への参加資格を満たさないことが明らかな事業者からの申込みは受け付けない。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

入札参加希望者は、電子調達サービスにより一般競争入札参加資格確認申請書を送信すること。

本件は電子調達サービス上「共同企業体(JV)案件」ではなく、「単体案件」として登録している。JVで参加する場合でも、電子調達サービス上の手続きは、共同企業体の代表者の認証で行うこと。

(3) 提出書類

(2)の電子調達サービスによる一般競争入札参加資格確認申請書の送信に加えて、以下の書類を提出すること。

① 様式第1号-① 建設工事入札参加資格審査申請書(単体用)

② 様式第1号-② 建設工事共同請負入札参加資格審査申請書(共同企業体用)

③ 様式第2号 同種工事の施工実績

④ 様式第3号 配置予定技術者調書

⑤ 様式第4号 建設共同企業体協定書(共同企業体を結成した場合)

⑥ 様式第5号 委任状(代表構成員を代表として入札・契約手続等を行うことを委任するもの)

⑦ 様式第6号 委任状(参加希望者が共同企業体の構成企業で代理人をたてる場合)

(4) 申請及び申請書提出期間及び場所

令和8年6月12日（金）午前9時から令和8年6月25日（木）午後5時まで

(5) 提出先

小平市役所3階 総務部契約検査課

(6) 提出方法

各提出書類を上記提出先に郵送又は窓口へ持参すること。

郵送による場合は、期限までに必着するよう、必ず「特定記録郵便」又は「簡易書留郵便」とし、期限までに送付物の到着確認を電話により行うこと。

(7) 一般競争入札参加資格確認申請書受理書の発行

一般競争入札参加資格確認申請書を提出したものは、電子調達サービスにおいて一般競争入札参加資格確認申請書受理書が発行されていることを確認すること。

(8) 入札参加の可否

入札参加の可否は、電子調達サービスにより令和8年7月1日（水）に通知する。

(9) 質疑回答

① 質疑の期間 一般競争入札参加資格確認結果通知書の受領日から令和8年7月10日（金）正午まで

② 回答日 令和8年7月17日（金）午後1時から入札期限まで

③ 質疑及び回答の内容は、電子調達サービスにおいて希望者は閲覧できるものとする。

6 入札保証金

共同企業体の場合	単体企業の場合
契約事務規則第9条第2項各号に該当する場合は、入札保証金を免除する。 同条同項第2号で規定する免除の要件は、小平市若しくは国又は他の地方公共団体と元請として契約を締結し、令和6年6月1日以降に履行の終了又は公告日現在履行中の一般土木工事で、出資比率に応じた予定価格の2分の1以上の実績を1件以上有することをいう。 ただし、小平市内に本社又は営業所等を有する者は、令和6年6月1日以降に履行の終了又は公告日現在履行中の一般土木工事で、出資比率に応じた予定価格の10分の1以上の実績を1件以上有することとする。	契約事務規則第9条第2項各号に該当する場合は、入札保証金を免除する。 同条同項第2号で規定する免除の要件は、小平市若しくは国又は他の地方公共団体と元請として契約を締結し、令和6年6月1日以降に履行の終了又は公告日現在履行中の一般土木工事で、予定価格の2分の1以上の実績を1件以上有することをいう。

7 入札の中止

入札参加者が、1者に満たない場合は、その入札を中止する。

8 提出書類

指名の通知を受けた業者は、次の書類を小平市総務部契約検査課あてにFAXで送付又は窓

口へ持参すること。（書式については入札参加可否の決定通知書発行後、電子調達サービスに登録されている担当者メールアドレスあてに、添付ファイルで送付する。）

- (1) 一般土木工事の実績の確認ができる契約書の写し（平成28年4月1日以降に完成した一般土木工事の案件）
- (2) 配置予定技術者の資格を証明する書類の写し
- (3) 配置予定技術者調書
- (4) CORINS 竣功登録工事カルテ受領書の写し
- (5) 技術評価資料提出一覧に基づいて各評価項目を証明できる書類（健康保険者証、官公署への申請書類等）

提出先 小平市総務部契約検査課

FAX番号 042-346-9518

提出期限 令和8年7月24日（金）午後4時まで

なお、内容に不明な点がある場合は他の書類の提出を求めることがある。

9 入札方法等

(1) 入札方法

入札参加者は電子調達サービスにより入札書を提出するものとする。

(2) 入札書提出期間

一般競争入札参加資格確認結果通知書受領の日から令和8年7月30日（木）午後5時まで

(3) 入札金額の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札回数

1回とする。

(5) 積算内訳書の提出

市の指定した積算内訳書を入札書に添付すること。

添付方法については、東京電子自治体共同運営電子調達サービスの「電子入札操作手順書（工事）」を参照すること。

10 開札日時

開札は、令和8年7月31日（金）午前9時とする。

1 1 失格基準価格

この入札は、失格基準価格を設定する。

1 2 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 上記 2 で定めた参加資格等がない者のした入札
- (2) 入札書が入札締切日時までに、電子入札サービスのサーバに到達しない入札
- (3) 紙にて提出された入札書
- (4) 市が積算内訳書の提出を求めた際、次に掲げるもの
 - ① 市の指定した内訳書を提出しない者のした入札
 - ② 提出された積算内訳書が白紙のもの
 - ③ 提出された積算内訳書の項目が異なるもの
- (5) 電子入札サービスの画面上に示された文字種、文字列、記入例その他指示に従わないで入力した事項を含む入札
- (6) 必要な項目を入力せず、又は不要な項目を入力した事項を含む入札
- (7) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正したもの
- (8) 入札書にくじ番号の入力のないもの、訂正したもの又は数字が不明なもの
- (9) 一定の金額で価格を表示していないもの
- (10) 電子入札サービスの不正利用及び電子証明書の不正使用により行った入札
- (11) 開札時に添付ファイルのウィルス感染が発見されたもの
- (12) 予定価格を超えた入札
- (13) 明らかに連合によると認められる入札
- (14) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した入札条件に違反したもの

1 3 入札参加者の失格

上記 1 2 のいずれかに該当する者は、失格とし、その時点で当該入札の参加資格を失ったものとする。

1 4 入札書の書換え等の禁止

入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

1 5 履行保証

落札者は、契約保証金の納付に代わる次のいずれかの保証を付し、証券又は証書を提出しなければならない。

なお、保証金額は、工事請負代金額の 100 分の 10 以上としなければならない。

- (1) 市を被保険者とする履行保証保険契約の締結

- (2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証
- (3) 保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関との公共工事履行保証契約の締結

1.6 関係法令の遵守

入札参加者及び落札者は、次の各号を守らなければならない。

- (1) 建設業法及び同施行令
- (2) 地方自治法及び同施行令
- (3) その他工事請負等に関する法令
- (4) 小平市契約事務規則
- (5) 設計図書、仕様書及び公告等での指示事項
- (6) 【電子入札案件用】小平市競争入札参加者心得

1.7 議会の議決に付すべき契約であることについて

本契約については、小平市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和38年条例第3号）に基づき、議会の議決を経たうえ、契約を締結することとなる。否決された場合は契約は成立しない。

したがって、議会の議決までは、小平市と落札者の間で、仮契約を締結するものとする。

1.8 その他

- (1) 入札参加者は、「小平市競争入札参加者心得」及び「小平市総合評価方式ガイドライン」を熟読すること。
- (2) 証明書類に虚偽の申請その他悪質な行為があった場合は、小平市競争入札参加有資格者指名停止等に関する要綱に基づく措置を講ずるほか、当該事業の入札の無効又は契約の解除ができるものとする。
- (3) 落札者を決定した場合は、契約後速やかに、落札者名、入札者の入札価格及び入札者の評価の状況（技術点、価格点、総合評定）等を公表する。

建設工事入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

小平市長 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

共同運営受付番号

1									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

令和8年6月12日付で入札公告がありました「一般競争入札の執行について（総合評価方式）」の入札に参加する資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、本申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札公告2(6)⑤に定める一般土木工事の施工実績を記載した書面（様式第2号）並びに当該契約書の写し
- 2 入札公告2(6)⑥に定める配置予定技術者の資格等を記載した調書（様式第3号）
- 3 入札公告2(6)③に定める特定建設業若しくは一般建設業の許可証の写し

建設工事共同請負入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

小平市長 殿

建設共同企業体

代表構成員

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

共同運営受付番号

1									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第2位構成員

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

共同運営受付番号

1									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

令和8年6月12日付で入札公告がありました「一般競争入札の執行について（総合評価方式）」の競争に参加する資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、本申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札公告2(6)(ア)⑤、(イ)⑪に定める一般土木工事の施工実績を記載した書面（様式第2号）並びに当該契約書の写し
- 2 入札公告2(6)(ア)⑥、(イ)⑫に定める配置予定技術者の資格等を記載した調書（様式第3号）
- 3 入札公告2(6)(ア)③、(イ)⑨に定める特定建設業若しくは一般建設業の許可証の写し
- 4 建設共同企業体協定書（様式第4号）
- 5 委任状（共同企業体用）（様式第5号）
- 6 委任状（代理人用）（様式第6号）

同種工事の施工実績

会社名 _____

工 事 名	
発 注 機 関	
施 工 場 所	
契 約 金 額	
工 期	年 月 日～ 年 月 日
発 注 形 態	単体 ・ J V (%)
工 事 概 要	<p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>

(注意点)

- ① 入札公告 2 (6)⑤ (共同企業体の場合は、2 (6) (ア)⑤、(イ)⑪) に定める一般土木工事の施工実績についての確に判断できるよう具体的に記入すること。
- ② 当該工事の契約書の写しを添付すること。また、JVで施工した工事の場合は協定書の写しも合わせて添付すること。工事名より工事内容が判断できない場合は、工事内容が分かる部分の写しも添付すること。
- ③ 入札公告 6 で定めた要件により、入札保証金の免除を適用する場合には当該工事の施工実績についても記入し、かつ当該工事の契約書の写しを添付すること。もしくは、小平市を被保険者とする入札保証保険契約 (見積金額の 100分の3以上を保険金額とするもの) の証書を提出すること。

配置予定技術者調書

会社名 _____

技術者氏名		
区分	監理技術者 ・ 主任技術者	
法令による免許	所持している資格	
	取得年	年 月 日
	登録番号	第 号
	その他	
工事経歴	工事名	
	発注機関	
	施工場所	
	契約金額	
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日
	発注形態	単体 ・ J V (%)
	工事概要

(注意点)

- ① 工事経歴として、完成工事高が最も高い工事の内容を記入すること。
- ② 監理技術者若しくは主任技術者の資格が確認できる証明書等の写しを添付すること。

(目的)

第1条 当共同企業体は、小平市が発注する「小川駅西口地下自転車駐車場整備工事」(以下「工事」という。)を共同連帯して請け負うことを目的とする。

2 前項で定める工事に関連する工事を小平市から受注したときは、前項の工事件名を読み替えて本協定書の協定内容を適用する。

(関連工事名)

(名称)

第2条 当企業体は、「)」(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を「)」に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、工事の請負契約の履行後 箇月を経過した後に解散する。

2 前項の解散の時期は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

3 工事を請け負うことができなかつた場合は、工事の請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地
名称

所在地
名称

(代表者の氏名)

第6条 当企業体は、「)」を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払金を含む)の請求、領収及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。

(構成員名称) %

(構成員名称) %

2 工事について発注者と契約内容の変更増減があつても前項に定める構成員の出資の割合は

様式第4号

かわらないものとする。

- 3 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、「」とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事の竣功において決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に定める出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金が生じた場合には、第8条に定める出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、小平市及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事の途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して工事を完成する。

- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に定める出資の割合に加えた割合とする。

- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、小平市及び他の構成員全員の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用

様式第4号

するものとする。

(工事途中における構成員の破産または解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産または解散した場合には、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、小平市及び他の構成員全員の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、工事に契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____ 外1社は前記のとおり共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を2通作成し、それぞれに構成員が記名捺印のうえ各自所持するものとする。

令和 年 月 日

所在地
名 称
代表者氏名 印

所在地
名 称
代表者氏名 印

委 任 状

令和 年 月 日

小平市長殿

建設共同企業体

代表
構成員 { 所在地
 名称
 代表者氏名 印

第2位
構成員 { 所在地
 名称
 代表者氏名 印

私は、下記の共同企業体代表者を代理人と定め、当共同企業体が存続する間、「小川駅西口地下自転車駐車場整備工事」に係る小平市との契約について、次の権限を委任します。

受任者 { 所在地
 名称
 代表者氏名 印

委 任 事 項

- 1 見積り及び入札について
- 2 保証金または保証物の納付並びに還付請求及び領収について
- 3 支払い金の請求及び領収について
- 4 支払い期日のきた利札の請求及び領収について

委 任 状

令和 年 月 日

小平市長 殿

委任者 { 所在地
 名 称
 代表者氏名 } 印

私は、下記の者を代理人と定め、小平市が発注する、「小川駅西口地下自転車駐車場整備工事」に係る小平市との契約について、次の権限を委任します。

受任者 { 所在地
 名 称
 代表者氏名 } 印

委 任 事 項

- 1 共同企業体の構成員の資格確認申請について
- 2 共同企業体の組織及び協定締結について
- 3 契約に関すること
- 4 見積り及び入札について
- 5 支払い金の請求及び領収について